

意見書

西企営第72号

平成23年8月1日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号	540-8511
住所	おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちょう ばん ごと 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
名称及び	にしにっぽんでんしん でん わかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先	経営企画部

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。

指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。

しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置することで独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で、熾烈な競争が展開されています。

特に、西日本の固定系ブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・CATV事業者・DSL事業者が熾烈な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況（平成23年3月末）となっています。

また、ドコモ分社時やNTT再編成（地域・長距離分離）時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、結果としてNTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上が阻害されています。

こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、これに加え、CATVを含めた複数の設備構築事業者が超高速ブロードバンド回線を構築し、さらには、シェアドアクセス方式の光ファイバを設備構築事業者から借りて、ブロードバンド市場に参入する事業者も存在するなど、世界を見ても極めてまれな競争市場となっており、また、ユーザ料金も世界で最も低廉な水準で、サービス品質も世界最高水準であることから、我が国の超高速ブロードバンドは、世界最高水準の世帯カバー率と普及率が実現されています。

このように世界で最も進んだブロードバンド環境下で、更なるブロードバンド普及に向けてドライブをかけてゆくためには、広く社会・経済・国民生活の中でブロードバンドを必需品としてご利用いただけるようなICTの利活用策を推進していくことが重要であり、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制及び累次の公正競争要件を見直し、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。

具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、上位レイヤ等も含めた多様な事業者の創意・工夫によるサービス・技術の発展により、更なるブロードバンドの普及促進を図る観点から、基本的には、事業者の自由な事業展開に委ね、各事業者による自由な事業展開の結果、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切るべきです。

したがって、今年度の検証にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備していただきたいと思います。

1 指定電気通信設備制度に関する検証

検証項目	当社意見
<p>(1) 一種指定 設備に係 る検証</p> <p>ア 指定要件 に関する 検証</p> <p>イ 指定の対 象に関す る検証</p>	<p>【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかなです。 <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせると当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。→別添1</p> <p>② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つにしか過ぎないこと。</p> <p>具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで48.5%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎない状況になっていること。→別添2</p> <p>さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に留まること。→別添3</p> <p>③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、0AB～JIP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは39%程度（平成23年3月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度（同上）に過ぎない状況にあること。→別添4</p> <p>④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p>

検証項目	当社意見
	<p>⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。→別添5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述の通り、NGN等についてはボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、NGN等については、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【加入光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、I Pブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。</p> <p>② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、C A T V事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去 10年間で契約数を1.8倍の 3,396万世帯（平成23年3月末。再送信のみを含む）に増加させていること。→別添6</p> <p>③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。→別添5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないとしても、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制は明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・ また、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、C A T V回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<ul style="list-style-type: none">• さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【F T T Hサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 <p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> • ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 • したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」（ネガティブリスト方式）から「指定する設備を具体的に列挙する方式」（ポジティブリスト方式）に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> 当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。

検証項目	当社意見
	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）については、地域 I P 網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 1 3 年から現在に至るまで 9 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【 I P 電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が現に生じております。また、さらにその影響額は年々拡大しており、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。 ・ したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えます。 ・ また、仮に、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、上述の通り、事業者間の自主的な取り組みだけでは、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にないことから、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（H 2 1 . 1 0 . 1 6）にて、「（二種指定制度の運用ガイドライン制定に伴う動向を

検証項目	当社意見
	<p>注視した上で) 固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされ、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2010年度)」に対する総務省殿の考え方にて、「(移動通信事業者・固定通信事業者を問わず)非指定事業者の積極的な対応により現行の接続料の適正性の向上が期待される」ところである、「総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視すること」とされていることを踏まえれば、総務省殿において、まずは、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じていただき、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと思います。</p>
	<p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光信号伝送装置(OLT)は平成13年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで8年ないし9年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 ・ イーサネットスイッチに係る接続料(イーサネットフレーム伝送機能)についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。

検証項目	当社意見
(2) 二種指定 設備に係 る検証	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とすると考えます。 <p>【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の運用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（H21.10.16）を踏まえ作成・公表された「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところです。 しかしながら、自主的な取組みに委ねた結果、約2,600万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大（2009年度：NTTドコモ殿の1.3倍→2010年度：NTTドコモ殿の1.5倍）しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。→別添7 「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差の拡大が現に生じており、また、上述の通り、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない現状を鑑み、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用し、当該事業者の接続料を是正していただき

検証項目	当社意見
	たいと考えます。

検証項目	当社意見
<p>(3) 禁止行為に関する検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者情報の取扱いに関しては、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、他事業者情報の適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築しています。 ・ また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の遵守に向け、当社及び地域子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど適切な措置を講じてきております。 ・ 一方、禁止行為規制等に関する検証に関しては、他事業者から提出される根拠の不十分な意見に基づき、当社に対する措置要請が行われることは、当社としての本来正当な事業活動を萎縮させることにもつながりかねません。 ・ したがって、根拠が明確である指摘に限定した検証とするなど「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」に沿った適切な制度運用が必要であると考えます。

2 NTT等に係る公正競争要件の検証

検証項目	当社意見
移動体通信業務の分離、NTT再編成時の公正競争要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドコモ分社時やNTT再編成（地域・長距離分離）時のNTTグループに係る累次の公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために課せられたものですが、現在では、事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っています。 ・ その一方で、NTTグループは本規制等により経営の自由度に大きな制約を受けており、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できず、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IPブロードバンドの活用促進やお客様利便の向上が阻害されています。 ・ このように競争環境は大きく変化しており、累次の公正競争要件は、時代にそぐわない枠組みとなっているだけでなく、上位レイヤ等も含めた市場全体が大きく拡大していることから、撤廃を含めた見直しを行う必要があると考えます。 ・ また、NTT東西会社の県等域に閉じた事業領域規制は、電話時代の公正競争を確保するための枠組みとなっており、IP・ブロードバンドサービスの進展に対応した見直しが必要であると考えます。

【別添1】当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

- ・電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、独自のIPネットワークを構築可能

		NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI(東電エリア・CTC)	KDDI SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
接続形態	ネットワーク	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク NTT西/東ビルに コロケーション	NTT西/東 NGN等
	アクセス	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカツバ等)	自前光ファイバ 自前同軸	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカツバ等)	自前光ファイバ 自前同軸
契約数 (NTT西/東計)		FTTH:1,506万契約 ADSL:286万契約	FTTH:518万契約		0契約
NTT西/東が 提供する素材		-	CATV:567万契約	ADSL:534万契約	
貸出実績 (NTT西/東計)		-	線路敷設基盤 (電柱・管路等)	光ファイバ(加入ダークファイバ) メタル回線(ドライカツバ等) 局舎コロケーション	NGN等の 収容局接続機能
			電柱 :430万本 管路・とう道:4,507km	加入ダークファイバ:56万芯 ドライカツバ等:874万契約 局舎コロケーション:7.9万架	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は皆無

契約数 : 総務省公表値及び当社調べ H23.3月末時点
貸出実績 : 当社調べ H23.3月末時点(電柱・管路・とう道はH22.12月末時点)

【別添2】固定ブロードバンドサービス市場(FTTH、CATV、DSL)のシェア

- ・30府県中13府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。
- 8府県にて電力系事業者のFTTHサービスと熾烈な競争が展開
- 11県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開(そのうち2県はCATV事業者が当社を上回る)

他社FTTHサービスとの競争が激しいエリア

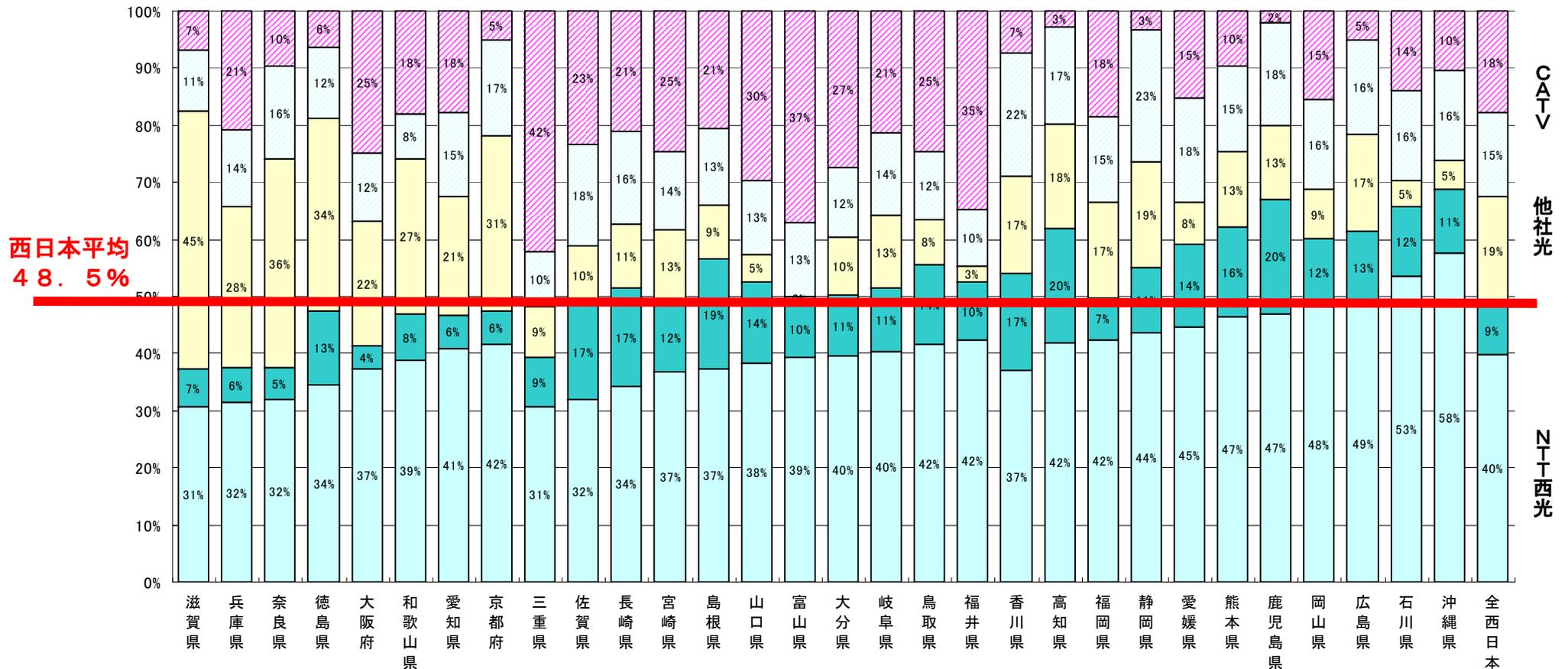
〔 他社FTTHシェア20%以上
当社FTTH平均シェア:37.0%
他社FTTH平均シェア:25.5% 〕

CATV事業者との競争が激しいエリア

〔 CATVシェア20%以上
当社FTTH平均シェア:37.2%
CATV事業者平均シェア:28.9% 〕

その他

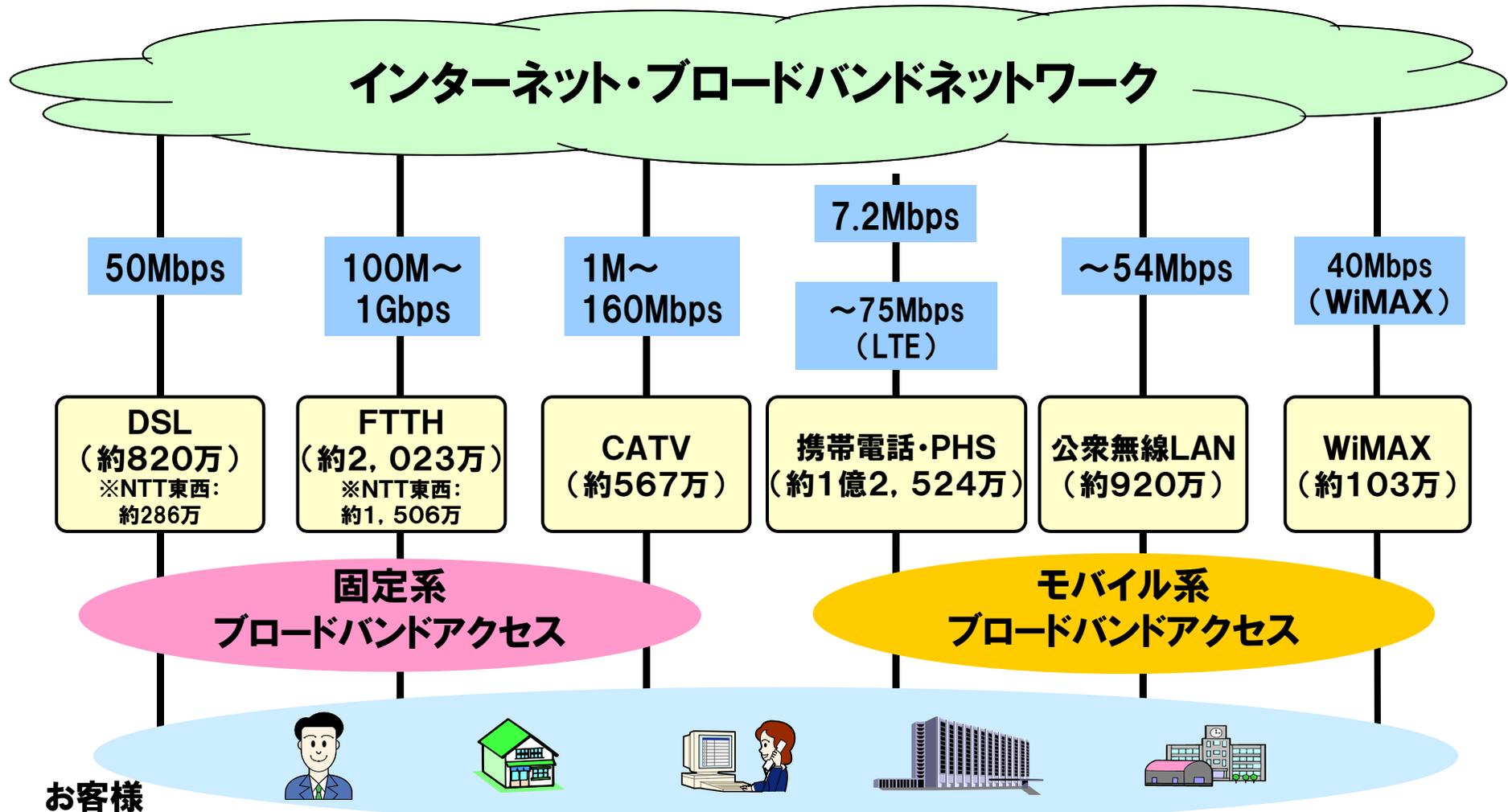
〔 14県
当社平均シェア:45.6% 〕



(出典:総務省公表値及び当社調べ H23.3末時点)

【別添3】多様なブロードバンドアクセスが展開

・固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等のモバイル系ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段を選択可能。



(注) 速度に関する数値は商用サービスの速度であり、ベストエフォートでの最大値。
 DSL: NTT東 フレッツADSL等、FTTH: NTT東 フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ等、CATV: J.COM等
 携帯電話: NTTドコモ FOMA/au/ソフトバンク等、公衆無線LAN: NTT東 フレッツスポット等、LTE: NTTドコモ「Xi」(クワッド)
 WiMAX: UQコミュニケーションズ「UQ WiMAX」(H21.7よりサービス提供開始。全国主要都市へエリアを拡大中)

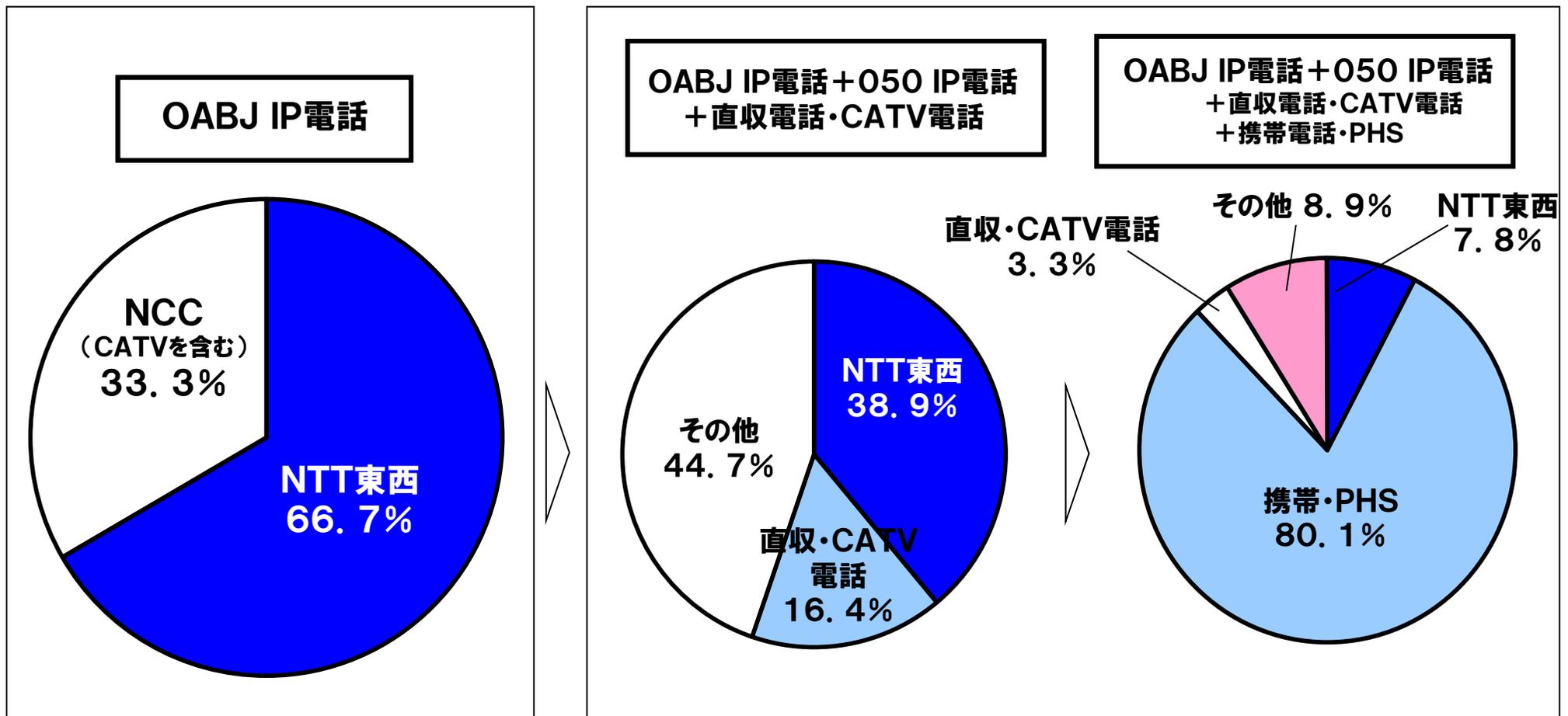
(出典) 携帯電話・PHS、WiMAXはTCA公表値 H23.6末時点
 それ以外は総務省公表値 H23.3末時点

【別添4】IP電話市場の競争状況

・市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。

●050 IP電話、直収・CATV電話を合わせると、38.9%

●050 IP電話、直収・CATV電話、携帯電話・PHSを含めると、7.8%



(番号数<回線数)は、H23.3末・総務省公表値より推計)

【別添5】主要国とのブロードバンド規制比較

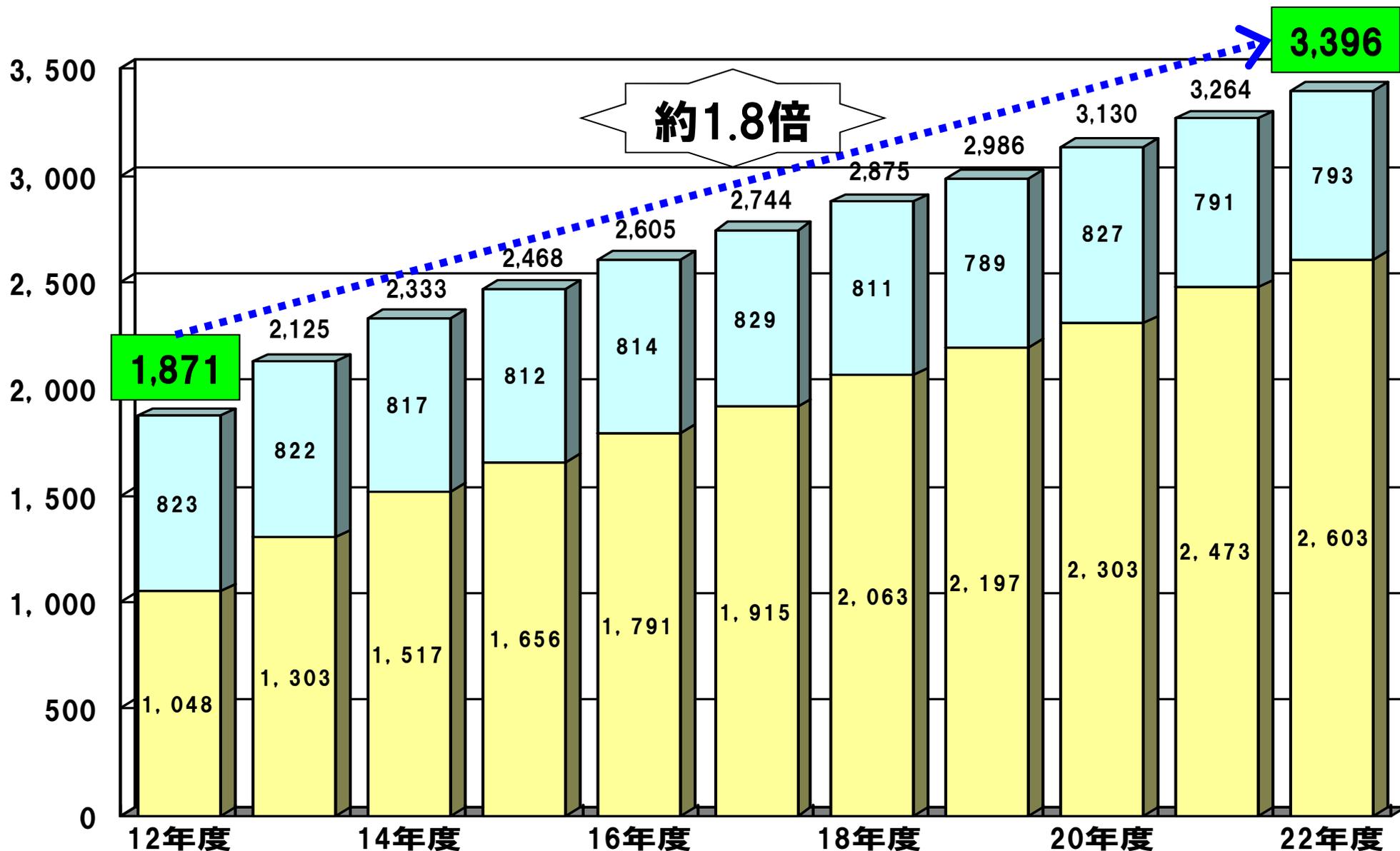
- ・主要国において、光インターネットのアクセス部分(光ファイバ)やネットワーク部分(IP網)をアンバンドルし、提供義務があるのは日本のみ。

<主要各国のドミナント事業者に対するブロードバンドの規制状況>

				日本	韓国	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス
接続規制 (アンバンドル義務)	アクセス	メタル	ドライカッパ	あり	あり	あり	あり	あり	あり
			回線共用 (ラインシェアリング)	あり	あり	あり→なし (2003年に撤廃)	あり	あり	あり
		光	あり	なし	あり→なし (2003年に撤廃)	なし	あり→なし (2005年に撤廃)	なし	
	IP網	あり	なし	なし	なし	なし	なし		

【別添6】ケーブルテレビの普及状況(加入世帯数の推移)

単位:万世帯



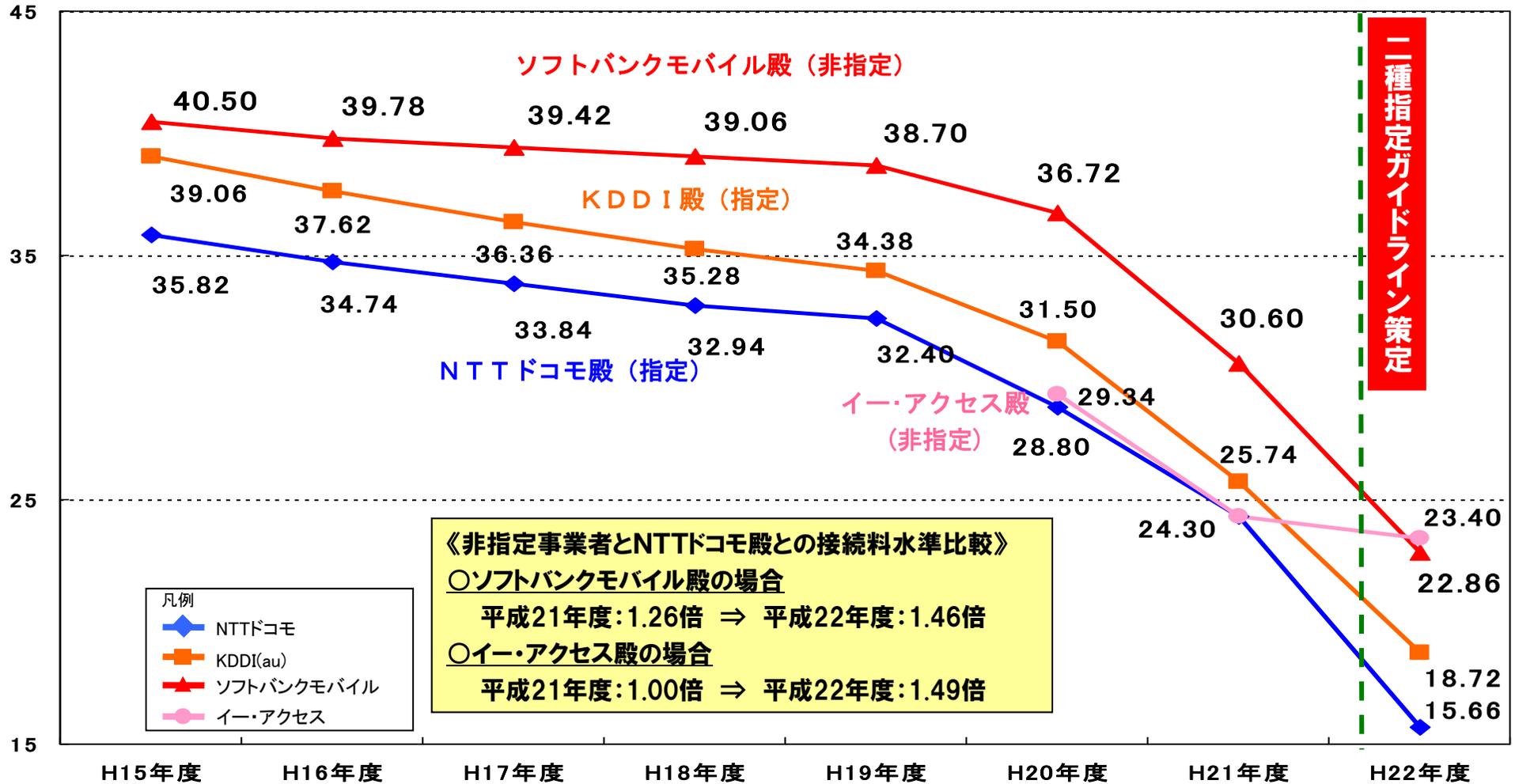
(総務省「ケーブルテレビの現状」をもとに作成)

■ 自主放送を行う施設 □ 再送信のみを行う施設

【別添7】携帯電話事業者間の接続料格差の拡大

・非指定事業者の接続料と、NTTドコモ殿との接続料水準の格差が拡大。

(単位：円/3分)



注1：情報通信審議会 電気通信事業政策部会・接続政策委員会 合同ヒアリング(第1回:H21.3)事務局資料 及び 情報通信審議会電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会 (第1回:H23.5) 事務局資料をもとに作成
 注2：KDDI殿・ソフトバンクモバイル殿・イー・アクセス殿は別途、中継事業者への接続料が必要